平成２８年（フ）第３５２号
新潟市中央区水道町２丁目808番地136
破産者　渡邉　博文
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
新潟県村上市七湊2035番地、開始決定時の住所新潟県五泉市木越1134番地８
破産者　天井　豊美
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９６８号
名古屋市名東区貴船２丁目2201番地　アウル貴船Ｂ号
破産者　永江　卓也
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９号
名古屋市中川区高畑３丁目13番地　イヌカイビル603号、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町大字須成字下真菰ケ坪2391番地30
破産者　佐藤千津子
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５２号
名古屋市緑区浦里１丁目160番地　グランドハイツ浦里605号、開始決定時の住所名古屋市熱田区比々野町19番地　レジディア日比野1103号
破産者　山崎　昭弘
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６４号
名古屋市緑区鳴海町字薬師山21番地　アドバンス薬師山４階Ｆ号室、住民票上の住所愛知県大府市神田町６丁目129番地　ＴＯＮＡＭＩハイツ202号
破産者　原田　寛之
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７５号
愛知県尾張旭市東大久手町１丁目11番地１、従前の住所名古屋市守山区森孝東２丁目102番地
破産者　柴田美紀こと　柴田　英子(旧姓河合)
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８６号
愛知県小牧市外堀１丁目171番地１、開始決定時の住所名古屋市中村区香取町２―12　メゾン豊寿301
破産者　木幡　裕人
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５９号
愛知県海部郡大治町大字砂子字犬飼1776番地の２　ヴィラタウン大治206号
破産者　堤　　智裕
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９９９号
名古屋市緑区神沢２丁目802番地　ラビデンス神沢501号
破産者　小池美知代
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０５０号
名古屋市昭和区石仏町２丁目５番地　浅野アパート205号、従前の住所名古屋市天白区原１丁目1905番地　星和原コーポラスＳ号
破産者　志水　裕嗣
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９号
愛知県春日井市宮町字下夕原100番地５、従前の住所千葉県柏市豊四季298番地50　ＫＡＳＨＩＷＡ―208号
破産者　栗林　直哉
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４７号
神戸市長田区二葉町８丁目３番12号
破産者　吉田　里枝
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７号
島根県出雲市神西沖町1313番地
破産者　石橋　幸宣
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第５７号
広島県福山市今津町840番地２
破産者　岡田　裕靖
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１５４号
長崎県佐世保市黒髪町１番16号　メゾンＭ―２　１階左、前住所長崎県長崎市淵町７番３号　テラス松風101
破産者　岡　　和己
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第６号
熊本市南区良町１丁目13番70―307号　コスモス田迎ビル
破産者　輿松　成二
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係